平成３０年（フ）第１６８号
北海道石狩郡当別町太美南1076番地８
破産者　佐々木小枝子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９号
宮城県多賀城市東田中２丁目40番26―811号
破産者　原　高太郎
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
仙台市泉区虹の丘４丁目７番地の15
破産者　長津圭一郎
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
仙台市青葉区北根黒松８番12号　昭和マンション黒松205
破産者　芝原　竜次
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
山形県鶴岡市道田町14番９号、開始決定時の住所山形県鶴岡市山王町３番23号
破産者　今野　安治
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１６４９号
さいたま市南区大字大谷口693番地１　ヴァンベール富士美201、旧住所さいたま市南区大字広ヶ谷戸378番地８
破産者　杉浦　智昭
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５９号
さいたま市岩槻区西原台２丁目１番24号　ハイツ和田202、破産手続開始時の住所さいたま市岩槻区大字岩槻3775番地
破産者　北川　雅勝
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―22―202、破産手続開始時の住所さいたま市南区大字大谷口5281番地　四番館401号
破産者　杉浦　正高
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
埼玉県加須市久下２丁目26―７　メゾンフジサワ103号、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区寛政町14番４号
破産者　佐藤　研一
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４９号
埼玉県川口市新井町５番13号　アドヴァンスコジマ302号
破産者　めん屋写楽、鬼べえこと　髙橋　　健
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
愛知県稲沢市長野３丁目９番８号
破産者　渡邉　克司
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５０３号
大阪府箕面市桜２丁目５番78号（201号）
破産者　包末　浩員
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２１号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―1405号
破産者　吉岡　裕晃
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５１２号
大阪市西淀川区福町２―11―７介護老人保健施設なごみだいら、住民票上の住所大阪市西区南堀江４丁目５番Ｂ―901号
破産者　芹田　研吾
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５３１号
京都府八幡市橋本栗ケ谷53番地の21
破産者　稲葉　章人
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８５号
大阪府門真市一番町10番６―201号
破産者　岡本　　勉
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６５号
大阪府茨木市庄１丁目14番23号　松岡ハイツ201号
破産者　ギフトしんこうこと　世羅　信義
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７８号
大阪府東大阪市友井５丁目２番35号
破産者　徳永　りえ
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部